消費税率引上げに伴う社会保障の充実等

公費+8,110億円(国費+7,157億円*1)

		1,157 1151 3
〔主なもの〕	公費	国費
○幼児教育・保育の無償化 ・2019年10月から、全ての3~5歳児、住民税非課税世帯の0~2歳児を対象に、幼稚園・ 保育所・認定こども園等の費用を無償化	+3,882億円	+3,882億円*
○ 介護人材の処遇改善 • 2019年10月から、勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に対応	+421億円	+213億円
○待機児童の解消		
・保育の受け皿拡大 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備(保育運営費の 拡充) ※この他、事業主拠出金+1,000億円	+330億円	+163億円
・保育士の処遇改善 2019年4月から、保育士の処遇について、+1% (月3000円相当) 引上げ	+206億円	+103億円
○ <u>低年金の高齢者等に対し、年金生活者支援給付金【基準額 年6万円(月5千円)】</u> を支給 (2019年10月分~)	+1,859億円	+1,859億円
○低所得高齢者の 介護保険料の負担軽減 の更なる強化(原則2019年10月~)	+654億円	+327億円
○地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の拡充 (医療分) (介護分)	+100億円 +100億円	+67億円 +67億円
○電子カルテの標準化・オンライン資格確認の導入等による効率的な医療提供体制構築のため の 医療ICT化促進基金 (仮称)の創設	+300億円	+300億円
○児童養護施設等の小規模・地域分散化、高機能化等の 社会的養育の推進	+58億円	+29億円

^{*1,2} 幼児教育・保育の無償化に係る初年度の経費を全額国負担とすることに伴う子ども・子育て支援臨時交付金(仮称)2,349億円が含まれており、これを除いた社会保障の充実等に係る社会保障関係費の増はそれぞれ+4,808億円、+1,532億円となる。

※傍線は山井事務所にて付記

⁽注)この他、消費税率引上げに関連して、2019年度において、後期高齢者医療制度の保険料(均等割)の軽減特例の見直し及び幼児教育・保育無償化に係る自 治体の事務費・システム改修費の補助を実施する。

年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者 (前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など) の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。

【令和元年度基準額 年 6 万円 (月 5,000円) 対象者数 約970万人(令和元年度予算)

高齢者への給付金(老齢年金生活者支援給付金)

【支給要件】

- 0
- 8 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(総 との合計額が、老齢基礎年金満額相当(約78万円) 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること 65歳以上の老舗基礎年金の受給者であること 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得 (給与所得や利子所得など) 円) * 1以下であること
- (w) 泰1 有用周、 他都連続年後の無を基業した投票 原は778,300円

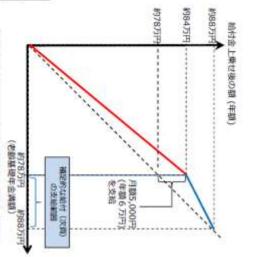
【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

- (1) 保険料納付済期間に基づく額 (月額)
- 5,000円***×保険料納付済期間(月数)/480月
- (2) 保険料免除期間に基心へ額(月額)
- = 約10,800円^{※3}×保険料免除期間(月数)/ 480月
- 毎年高、参展問題で行って人役が、 他等組織中金線館(月間)の1/6(泉南学介質免費、3/4名家、早間光客組織の場合)。 ただし、京都写1/4名容易組の場合は、他等組織中金線館(月間)の1/12(約6,400円)

[対象者数] 約610万人

9

 保険料 熱付済期間	保険料 全額免別期間	指付金額 (月額)	老爺基礎年金額 (月額)	老飾基礎年金額 +給付金額 (月額)
480JF	0.9	5,000円	65,000FB	70,000円
240JFJ	67.0	2,500円	32,500FF	35,000⊞
360/H	120FJ	6,450FF	56,875FF	63,325FJ
240月	240FJ	7,900⊞	48,750FJ	56,650FF



æ 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額 食だけで生活している者の根

高齢者への給付金(補足的老齢年金生活者支援給付金)

- 老齢年金生活者支援給付金の所得要件(支給要件の②)を満たさない者であっても、 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円***までの者に対しては 老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給 補足的な給付を支給する。
- 補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逓減する。

[対象者数] 約160万人

障害者や遺族への給付金(障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金)

【支給要件】

- 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
- (2) 前年の所得**が、462万1,000円以下**であること
- 療力の 羅密年金・鐵熊年金等の井្瀬港収入は、結合金の製造に用いる圧勢には右まれない。 20最近羅紫縄選手金が支持専用となる正母基準数と回饋となるよう設定。扶養養薬等の数に応じて基盤する。

障害等級 1級の者

【給付額】

障害等級 2 級の者及び遺族である者・・・5,000円=7

6,250円※7

(月額) (月額)

【対象者数】 約200万人

司中四

容事所書たみに八段刑

その街

- 施行日: ·令和元年10月1日 (消費税率の10%への引上げの日)
- ※10月施行のため、 初回支払いは、 10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・本人の認定請求により受給権発生。 日本年金機構が支払事務を実施。 年金と同様に2か月毎に支給。
- 西田 …全額国庫負担 (令和元年度予算額(4か月分):約1,859億円)
- その街・・・名給付金は非謀税。

※傍線は山井事務所にて付記

出所:厚生労働省HP

広がる米中対立の影

げを前提として実施する」 委員会で「消費税率引き上

消費増税変わらず

首相強調

マン級なければ

過措置として無償化の対象 育施設も法施行後5年は経 基準を満たさない認可外保 改正法は、国の指導監督

き上げについて

ーマン

・ショッグ級の出来事がな

定する消費税率10%への引

院内閣委員会で、

10月に予

安倍晋三首相は9日の参

とした」と理解を求めた。 せざるを得ない方々がお むを得ず認可外施設を利用 施設が過存される」と懸念 国会審議では 代替的措置として対象 政府は 「質の悪い 8

帯の0~2歳見も月4万2 の必要性を認められて認可 世帯などで自治体から保育 世帯の0~2歳児。 〇〇〇円を上限に補助す 外保育施設を利用する場合 育所や幼稚園などに通う3 **〜5歳児と、住民税非課税** 無傷化の対象は、 部門外は、 〇円、住民税非課税世 3~5歳児は月3万7 自治体独自 認可保 とする。

育て支援法が10日の参院本 するための改正子ども・子 幼児教育・保育を無償化

体は、子どもが安全・ 設を直接指導する地方自治 策が始まる。政府や保育施 世代型社会保障

安心

に過ごすための「保育の質」

公明両党と

2 画

検証

れ、安倍政権が掲げる「全

の看板政

などの黄成多数で可決・成国民民主党、日本維新の会 国国民主党、 •3~5歳児の 全世帯 0~2歳児の 住民税非課税 認可保育など 世帯 3~5歳児は 盤 報 月最大 3 万7000円 ことが求められる。 の確保策をさらに推進する 99 0~2歳児は 認可外保育 简 4 万 2000円 原則全額 11111 3~5歳児の 料金の高額な施設 全世帯 利用者は月畿大2 万5700円を補助 幼稚園 は శ్ర の保育所の他、

やファミリ

病児保育なども幅広

幼稚園と保育

表認可外保育利用者は、市町村が保育の必要性を認めた場合

車樂、 子どもが恩恵を受ける見通 事業全体で約300万人の く対象とし、 だ。 3~5歳児の給食費は引

幼児教育・保育無償化の対象

と試算。財源は今年10月の 消費税率10%への引き上げ かる費用を年7764億円 世帯は免除する。 が、年収360万円未満の き続き保護者負担とする 政府は、幼保無償化にか

ベビーシッ サポ が相次いだが、

遊い日間 的な見方を示す。

第6中国向け食出が

焦点

景気

不透明

感さら

個が組織の個品とつ

の機械を下井一米中次銀行

「米中次第25」。経

橋の中国製品に対する

国 の輸出低迷響く

信様平均価値が結合比100円を超える受機を示す物類のモ

清費場院をあぐる安倍首相と自民党幹部の発言 リーマン・ショック語の出来事がない 限り 引き上げ方針に変わりなり、幼児 教育の無関化は引き上げが前提

景気動向指数(一致指数)の推移

※2015年の平均を100とする

00年9月リーマン・ショック

14年4月

1年3月 東日本大震災

日経平均

消費税率5%に 引き上げ

12年12月景也拡大競技

政府判断37 方針見出しも 控制会员 経済がやや失連 気味と感じる。数 字に変化があれ ば敏感に考える 程数はリーマン・ ショック振の出来事 にはあたらない。引き上げられるべく環 境整備を行う

級の出来事がない 質和は今のようの世

首相の 政治判断に注

すぶる増税

延期論

一と強調した。そのうえ そのうえ、べた。 自民党の単目で建設

されに対し

4億円人

H

場が日か

3

と決意を述べた。

2019/5/10] 重ねて強調

きる」とも語った 的に取り組むことが重要 向けて、わが国自身が主体 の首脳会談を実施したい意 期していくということに尽 も高齢となる中、 首相は「拉致問題の解決に 何を表明したことに関し 刀を尽くしていく考えだ」 い解決に向けてあらゆるチ 肝労働党委員長と無条件で しは消費税の引き上げに向 拠に実施する。 ンスを逃すことなく、 経済財政運営に万全を (拉致被害者の) 北朝鮮の 金正恩朝 一日も早

り返し申し上げており、 %に引き上げる予定だと繰 の方針に変わりはない」 限り、現行の8%から10 消費税率の

※傍線は山井事務所にて付記

※傍線は山井事務所にて付記

的~鉛歳で一定の条件を満 を受給できるようになる。 めて基礎年金(国民年金) る。そのうち約4万人が初 象者は約Q万人と推計され 厚生労働省によると、対 給される。

は同年
に
に
い
か
ら
年
金
が
支 は、同年9月分(受け取り った。新たな年金受給者に 月に施行されることが決ま 決、成立し、2017年8 法が近日の参院本会議で可 短縮する改正年金機能強化 統付期間を3年から1年に

厚労省は来年3月以降、 金者は約3万人残るとい 規間が1年に満たない無年 改正法施行後も保険料紙付 ただ、厚労省によると、 1万ら252円となる。 なるのに対し、
加年では同 場合は月額4万630円と 機年金は統付期間が3年の の万人となる

見込みだ。

基 を初めて支給される人は約

業を進める。早労省は改正

対象者の受給資格の確認作

事務所に一斉に来訪する 針で、相談者が各地の年金充てる方針だ。 員の確認作業を終える方 「特別支給の老齢厚生生金」 年金受給に必要な保険料一たした場合に受け取れる一法の施行までに、対象者全

保険料納付期間の短縮

置」に計上していた予算を 得者向けの「簡素な給付措 要とされる。厚労省は低所 3年度は然らら0億円が必 は、打年度は約260億円、 保険料紙付期間の短縮に

分けて確認書類を送付す ことを避けるため、ら回には、、13年に成立した社会保

倒しして実施することにし 者対策としてい年度中に前 問短縮については、無年金 9年半延期したが、納付期 率引き上げを13年1月まで 決まった。政府は、消費税 に合わせて実施することが 消費税率 13%への引き上げ

障・税一体改革関連法で、

<関連記事4面>

納付期間盯年 改正法成立

基礎年金の万人受給可能

語合

貧

くり革命の源流になっている、その基本になって「ベルづくり革命の前、私は、この一体改革が人づいてお信いをさせていただきます。

きょうは、人づくり革命、そして一体改革につ。

臣、来ていただきまして、ありがとうございま臣、そして郷土福岡の先輩でもあります松山大主た、私の会社時代の先輩であります茂木大して、まことにありがとうございます。

させていただきます。こういう機会をいただきまれば、さきの朱護院の選挙で、五年よりに質問がとうございます。

きょうは、質問の機会をいただきまして、ありの相當委員 希望の党の福富でございます。

〇山際委員長 次に、稲亩修二君。

610

〇山崎委員 終わります。ありがとうございましやってまいりたいと思っております。

それらは、私どももかかわって、しっかりとれて出されたものであります。

てこういうことがありますよということを例示されて話し合って決めていきたい、一つの控案とし次ぐらいまでのできるだけ早い機会に民間騰具のやっていったらいいかということを、次回かその

これは、今ある批判も踏まえてどういう形で譲員の皆さんから徒官がございました。

○標山国務大臣 前回の諮問会職のときに、民間すので、そのきっかけになればと思います。 検証しながら正していっていただきたいと思いま

だったのか、そして、そういうところをもう一回なので、やはりこういった点は、今までどううことじゃないですか。

る。ということは、今までやはり問題があるといころに、プロセスの透明化が必要だと書いてあ案みたいなものをされていますよね。そういうとのプロセスを明確に、民間委員の方々が改善の扱で、総言はまた次回やりたいんですが、本当にこ

で成立をさせたという経緯がございます。その勝この際、自公民の三党で合意をして、議員立法います。

まず、社会保障・税の一体改革についてでござと思います。

ら、少し振り返っての質問をさせていただきたいい、そういう思いでございます。そういう思いかい漢を決めていく、そういうことをしていきた一九年の十月の一〇%にかけて、その上げ方、使行の中でできたこの法案を何とかいい形で、二〇で参っております。多くの方の御苦労と、そしてできた成立した法案を何とかという思いでしていまたいという思いでしたが、きょうここに立た性でいただいて、これは、もちろんその席の末席にしかすぎません

そして成立をさせたこの法案でございました。まな意見の相違がある中で、何とかまとめ上げ、時の民主党、そして自民党、公明党さん、さまざ実務者としてやっている際に、やはりその際、当瞭、私もその当時、民主党の一員で、税の担当を大変私ごとで恐続ですが、その消襲殺アップの違う沿襲殺アップの家でございました。

重う間書品アップの於でございました。 た。それがこの一体改革の基本的な、これまでとめていくということが決まりましめていくということが決まりましる一体でのていくということが決まりましる一なは、消費税を上げる際に、その使い道を決会保険の柱になりました。これが一つ。それとも上れが、この一体改革において初めて、子ども・社会保障は高齢者のためだということでございま消費税を上げるときには、高齢者のためである。それは、この消費税法案のときに、これまではした。

までと、消費税のアップと違ったものがございまわけですけれども、その際、やはり大きな、これ二〇一二年の八月にこの一体改革が成立をしたいると思っております。

おります。そして、社会保障の各種法案の彫即の北円超程度の財源が必要だということをうたって充のために、消費税の引き上げの財源を含めて一この確認書の中で、子ども・子育ての質、豊茲

ついて改めて確認を含せていただければと存じま 〇稲富委員 その中で、特に、子ども・子育てにに連解をいたしております。

容にあります考え方も変わっていない、このよういった意味で、御指摘いただきました確認書の内基本的な考え方は変わっておりませんし、そう障の安定化、財政の健全化、双方を進める、このそろ方に沿って、社会保障の充実と社会保

に図る、こういうことが明記をされた形でありま館金化ということでありますが、その双方を同時会保障の充実と社会保障の安定化、これは財政の全額といいまして、そこの社会保障の中でも、社は、消費税の場収分の全額を社会保職に充てる、三党合憲で修正をされました税制技术改革法であませらよける次第であります。

も民主党の議員として御尽力いただいたことに感の修正内容について合意を行ったもの、稲富護員会保険関係法案、そして説制技本改革の関連法案立に向けて、社会保障と税一体改革におけます社は、社会保障制度の持続可能性と財政機全化の同会長を務めておりまして、当時の三党合意、これ11年当時、私は、党の政策責任者、政調10111年当時、私は、党の政策責任者、政調でおります。

てぜひ頑張っていただきたい、そんなふうに思っ生、ビジネスの現場、さらには国際感覚を生かし出身ということでありまして、これからも、先出客木国務大臣 稽書議員には、私と同じ商社のい。

変わっていないのか、その確認をさせてくださのを三党で結んでおります。それは今も有効か、に、社会保障・税一体改革に関する確認書という

というところの〇・三兆円のメニューですが、こととされています、さらなる質の向上を実施するまた、消費税財源以外の財源により実施するこでございます。

2、金ての事項を既に実施をいたしておるところ定ことも国の職員総与の三%分の改物を行うな配置の改善、さらには私立幼稚園、保育園等、認即の拡大に伴う選賞政の増額、また三歳児の戦員ことも園、幼稚園、保育園、地域越保育等の受け豊秘率が入めに援え置かれる中にあっても、認定ました〇・七兆円のメニューでございますが、消む引き上げられたときに実施することにしており御指摘の一兆円超程度のうち、消費表が一〇%仏山国森大臣 お答えいたします。

されているのか、教えてください。そして八%の現時点においてどういう政策が実行をして八%の現時点においてどういう政策が実行ますので、現時点でどれだけの財源が確保され、その中で、今、消費税入%ということでござい

いうことが今なお生きているということでございの量、質拡充のための一兆円の財源を確保するとの相當委員 ということで、子ども・子育て支援はございません。

であり、現時点においてもこの方針に特段の変更兆円超の財源が必要である旨が確認されたところるため、消費残率の引き上げによる財源を含め一て、幼児教育、保育、子育ての質、量の充実を図社会保障・税一体改革に関する確認書におい

〇級山国務大臣 稲富委員にお答えをいたしまとを改めて確認させてください。

この枠組みは変わっていないかどうかというこの財務大臣、総理の答弁もございました。

するということを書いております。そして、当時を充て、残りの〇・三兆円は消費税の外から確保程度の財源が必要だ、〇・七兆円は消費税の財源とところに、質、量の充実を図るためには一兆円穏

費税率引き上げ] 消費增税再延期 社会保障費の財源確保・財政健全化目標達成 影響を懸め 三

2016/06/01 NHKニュース 995文字

再延期することで、▽社会保障費の財源確保や▽財政健全化目標の達成への影響が懸念されています。 来年4月に予定されている消費税率の10%への引き上げを2019年・平成31年10月まで2年半

政府は、予定通り消費税率を8%から10%に引き上げた場合、軽減税率の影響を除いて、 今よりも年

間5点6兆円程度、税収が増えると見込んでいます。

この使い道はすでに決められており、このうちのおよそ3分の2は、高齢化によって膨らみ続け、赤字国債で補っている医療や年金などの社会保障費の財源に充て、残りの3分の1は社会保障の充実などに充 てることになっています。

障害者に対する年額6万円の福祉的給付や▽基礎年金の受給資格が得られる期間を25年から10年に短 縮するなどの社会保障の充実策の財源確保が難しくなります。 このため、引き上げの再延期で、社会保障費の財源不足が続くことになるほか、▽所得の低い高齢者や

などを活用するため、再延期の影響はないとしています。 や介護職員の処遇改善に必要な財源には、 政府は、一億総活躍社会の実現に向けた工程表「ニッポン 「アベノミクスの成果」として税収の増加分や歳出改革の成果 億総活躍プラン」に盛り込む保育士

後の調整に委ねられていて、影響が出ることも予想されます。 しかし、これらの新たな施策も、必要な恒久財源をどのように確保するのかは明確になっておらず、

2020年度・平成32年度までの黒字化を掲げており、中間目標として、再来年度・平成30年度には 一方、政府は、財政健全化目標として、国と地方をあわせた基礎的財政収支=プライマリーバランスの

赤字をGDP=国内総生産と比べて1%程度まで縮小するとしています。 長を達成し、消費税率を予定通り来年4月に10%に引き上げた場合でも、▽再来年度は9点2兆円程 これについて、 GDPと比べて1点7%程度の赤字となり、▽2020年度には6点5兆円程度の赤字が生じるとし ことし1月の内閣府の試算では、中長期的に実質2%以上、名目3%以上の高い経済成

ホームローンなど国民生活に直結する金利の上昇を招くのではないかという懸念も出ています。 場の信認が低下し、比較的な安全な資産と見られている円や日本国債の急落、ひいては長期金利、 引き上げ延期によって、目標の達成がごれまで以上に険しくなることから、 日本の財政に対する国際市

※傍線は山井事務所にて付記

保育士・介護人材等の処遇改善について

保育園等に勤務する全ての職員 技能・経験を積んだ保育士等 介護人材・障害福祉人材の処遇改善 保育士等 (民間) の処遇改善 0 ○ 2% (月額6千円程度)の処遇改善 ○ 臨時に介護報酬改定を行い、介護職員処遇改善加算について、介護職員の経験、 の追加的な処遇改善を実施する 処遇改善を実施 放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員についても、それぞれの業務等に相応の 経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円 経験年数が振ね7年以上で、研修を経た中壁職員に対して、月額4万円 (園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を対象) 2 29年度所要額(国費): 9年度所要額(国費): 40 S 44億田 8億田

出所:厚生労働省「平成29年度予算案の概要」

○ 障害福祉人材についても、同様の処遇改善を実施

対し、新たな上乗せ評価を行う加算を創設 ⇒ 月額平均1万円相当の処遇改善 資格又は評価に応じた昇給の仕組み(キャリアアップの仕組み)を構築した事業者に

介護人材·障害福祉人材

響したとみられる。

【日経新聞夕刊 2019/5/10】

は前年同月比2・5%減 以上)によると、物価変動 調査(速報、従業員5人 金が低いパートタイム労 下幅となる。相対的に賃 以来3年9カ月ぶりの低 少した。2015年6月 の影響を除いた実質賃金

とが減少につながった。 働者の比率が増加したこ

> ム労働者比率は0・77秒 8円だった。パー

月比2・2%増の114 時間あたり給与は前年同

トタイ

上昇の31・56%となった。

3月実質賃金 3年9九月20下げ幅 前年比2.5%減

名目賃金

3カ月連続減少

した3月の毎月勤労統計 厚生労働省が10日発表

あたりの現金給与総額は ど特別に支払われた給与 など所定外給与は3・1 与が0・9%減、残業代 基本給にあたる所定内給 27万9922円だった。 は12・4%減だった。 %減だった。 ボー 前年同月比1・9%減の 名目賃金にあたる1人 トタイム労働者の ナスな

【朝日新聞夕刊 2019/5/10】

月連続で減少した。 部を入れ替えた影響で、 は3カ月連続。今年1月に調査対象の事業所の一 り平均の現金給与総額(パートを含む)は、 額を比較すると、 増減率は同0・ 動きを示す実質賃金指数も、同2・5%減と3カ 同月比1・9%減の27万9922円だった。 **調査(速報)で、名目賃金を示す労働者1人当た** 食対象だった「共通事業所」に限って現金給与総 郷少は1年8カ月ぶり。 しているという。物価変動の影響を除いた賃金の 厚生労働省が10日発表した3月の毎月勤労統計 入れ替えの対象とならず、昨年3月も調 1月以降の数値が下ぶれ 1%減だった。 減少

【東京新聞夕刊 2019/5/10】

三カ月連続の減少。2・8%減だった二〇一五年六月以来の大幅マイナス。抽出

物価の影響を考慮した実質賃金は前年同月比2・5%減で、

厚生労働省は十日、今年三月の毎月勤労統計調査(従業員五人以上の事業所)

3カ月連続

対象1

れ替え影響か

の連報を公表した。

調査の対象事業所を一定期間ごとに段階的に入れ替える「ローテーション・サン

ブリング」方式を一八年一月から採用し、今年一月にも一部を入れ替えたのが影

だったが、賞与や通勤手当 二十二円。うち基本給など などの「特別に支払われた の所定内給与は0・9%減 9%減の二十七万九千九百 与総額(名目賃金)は1・ わせた一人当たりの現金給 基本給や残業代などを合 1%滅で、

金である現金給与総額は0 た共通事業所の動向を見る ナス幅を広げた。 七十七百四十七円で、マイ 給与」が2・4%減の一万 「参考値」も公表。名目賃 厚労省は入れ替えなかっ 一七年七月以

スだった。 来一年八カ月ぶりのマイナ 厚労省は共通事業所での

り して重要」との見方もあ ていないが、 実質賃金の伸び率を公表し 算出が可能か検討して 「景気指標と

※傍線は山井事務所にて付記

付表 前年比(%)、前		THE A SALE	年差 (ポイント) の推移 (調査産業計、事業所規模 5 人以上) 賃 金								(注3)	(参考)	穷	働	時	間	常用	雇用	
		現金給与総額										実質 賃金 (総額)	(注4)	総実労働時間					7,65,47
年 月		1		きまっ て支給 所定内 所定外					特別に 支払わ		消費者 物価			所定内	所定外	市中州		(注6)	
-		11	一般	する給与	一般		一般	(注2) バート 時間当	給与	れた給与	一般		指数		労 働 間	労 働 間	製造業 (性5) 季調値		タイム労働者比率
		- %	- %	- %	- 5	- 40	%	P(F(H) =1	%	16	15	- 5	- 5	- 5	1	150	-P-9910.	- %	ガイン
平	成23年	-	-	s "	- 1		- 177	- 2	-	- 1	-0	-	-	-	-	- //	-	-	- 70,000
	24年	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-		-	-
	25年	-0.2	0.6	-0.8	0.0	-1.0	-0.2	0.8	1.6	2.2	3, 2	-0.7	0.5	-1.1	-1.4	2.6		0.5	0.6
	26年	0, 5	1.0	0.0	0.4	-0.3	0.1	1.3	2.9			60010	3. 3		-0.7	4.1	-	1.2	0.3
	27年	0.1	0.5	77953	1	7 - 7 - 7	0.6	2.1	0.5	100000	241604	395,50	1000	100,000	100000	2000		2.1	0.7
	28年	0.6	1.0	0000000	198375013	15.7012070	0.6	1.6	-0.5	100000000000000000000000000000000000000	33.255		2	2.00	1000	E 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	- 2	2. 1	0.2
	29年	0.4	0.5	0.655.5	11.36833	117500	0, 4	2. 3	2.00	1000	0.650	333100	27.5 (2.5	10 200000	105-5	1 1 1 1 1 1 1	-	2.5	
	30年	1.4	1.6	5000000	0.000	7525	1.0	A 355 CO	0.7	200	3. 9	2555		50110	E 190009		-	1.1	0.1
平	成29年4月	0.6	0, 6	0.5	0.3	0.4	0.4	2.7	-0.3	3. 4	3. 4	0.1	0. 5	-0.5	-0.7	0.7	0.3	2.6	0.0
	5月	0.7	0.8	0, 6	(CONT. 150)	0.7	0.6	2.3	0.3	4.2	0.007	33250	0.5		0.9		-0.5	2.7	0.1
	6月	0.4	0.4	0.5	1,000,000	10.000.000	0.5	2.9		875	1,000,000	100000	0. 5	Mar. 157 1572	100	0.8	IC COCCO	2, 6	0.1
	7月	-0, 5	-0.6	0.5			0, 5	2.7	0, 3		******		*****		-0.6	0.8		2.7	-0.0
	8月	0.7	0.8	0.5	0.5	0.4	0.4	2.2	1.4	4.9	5. 3	-0.1	0.8	-0.6	-0.9	0.9	0.0	2.5	100000000000000000000000000000000000000
	9月	0.9	0.8	0.8	0.6	0.8	0.6	2.4	1.5	10.0	9.6	-0.1	0.9	-0.1	-0.3	1.7	1.0	2.7	-0.0
	10月	0.4	0.2	0.4	0.4	0.5	0.3	2, 1	0.1	0.6	0.6	0.0	0.3	0.7	0.6	-0.1	0.4	2.8	0.0
	11月	1.0	1.0	0.5	0.5	0.4	0.4	2.1	2.1	9.7	9.6	0.2	0.7	0.1	-0.1	1.7	0.3	2.7	0.0
	12月	0.8	0.9	0.6	0.6	0.6	0.6	2.6	0.7	1.0	1.2	-0.4	1.3	0.5	0.3	1.7	0.2	2.6	0.0
	30年1月	0.7	0.7	0.8	0.8	1.0	0.8	2.7	-0.4	-0.2	-0.3	-1.0	1.7	-0.1	0.1	-2.0	0.0	1.7	0.0
	2月	0.8	1.1	0.5	0.6	0.5	0.6	2.2	0.0	27.6	29.1	-1.0	1.8	-2.1	-2.2	-0.9	0.5	1.7	0, 1
	3月	1.8	2.0	1.0	1.1	0.9	1.0	2.2	1.8	13.4	13.4	0.5	1.3	-1.4	-1.5	-0.9	0.7	1.6	0.1
	4月	0.2	0.3	0.7	0.8	0.6	0.7	2.1	1.6	-8, 9	-9.0	-0.6	0.8	-1.4	-1.4	-0.9	-0.2	1.2	0.1
	5月	1.4	1.5	1.1	1.1	1.1	1, 1	2.1	1.5	8.2	8.5	0.6	0.8	0.7	0.8	0.9	-0.1	1.2	0.0
	6月	2.8	2.9	1.0	1.0	0.8	0.8	2.0	2.8	5.6	5.6	2.0	0.8	-1, 0	-1.1	0.9	-0.7	1.0	0.0
	7月	1.4	1.7	0.8	1.0	0.7	1.0	1.9	0, 9	2.7	3.2	0.3	1.1	-0.4	-0.3	-1.8	-1.4	0.8	0.2
	8月	0.6	0.6	1.0	1.0	1.0	1.1	2.6	0.5	-7.2	-7.4	-0.9	1.5	0.4	0.6	-1.9	-1.3	0.9	0.2
	9月	0.7	1.0	0.4	0.8	0.5	0.8	2.6	-0.5	9.0	9.6	-0.6	1.4	-3, 3	-3.3	-3.6	1.0	0.8	0.2
	10月	1.1	1.4	1. 1	1. 3	1.1	1.4	2.3	0, 9	0, 6	1.1	-0.6	1.7	-0.3	-0.3		2.1	0.7	0, 3
	11月	1.7	1.8	1.3	1.4	1.3	1.4	2.3	0.6	8.7	9. 2	0.8	1.0	1.3	1.6	-2.6	0.4	0.7	0. 2
	12月	1.5	1.9	0.6	0.8	0.7	1.0	2.3	-1, 1	2. 4	2, 8	1.1	0.3	-2. 2	-2.0	-4.3	-2.6	0.8	0.3
	31年1月	-0, 6	0.3	-0.6	0.3	-0.6	0, 4	2.6	-1. 1	-1.4	-0.1	-0.7	0.2	-2, 6	-2, 6	-1.9	-3.6	2.0	0.9
	2月	r-0.7	r0.1	-0.2	r0.8	-0.1	r0.7	r2.5	r-0.2	r-31. 4	r-31.6	r-1.0	0, 2	r-0.8	r-0.8	r-0.9	r~0.3	r2.0	r0. 9
生報※	3月	-1.9	-1.2	-1.1	-0.2	-0.9	0.0	2.2	-3.1	-12.4	-12.5	-2.5	0.6	-3.0	-2.9	-4.4	-1.6	1.8	0.7

注1:平成30年11月分確報から、平成24年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値(再集計値)に変更しており、従来の公表値とは接続しないことに注意。

注2: バート時間当は、所定内給与 (バートタイム労働者) を所定内労働時間 (バートタイム労働者) で除して算出している。

注3:実質賃金(総額)は、現金給与総額指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出している。

注4:消費者物価指数は、総務省で公表している消費者物価指数(持家の帰風家賃を除く総合)を参考に掲載している(平成29年1月分以降は平成27年基準)。

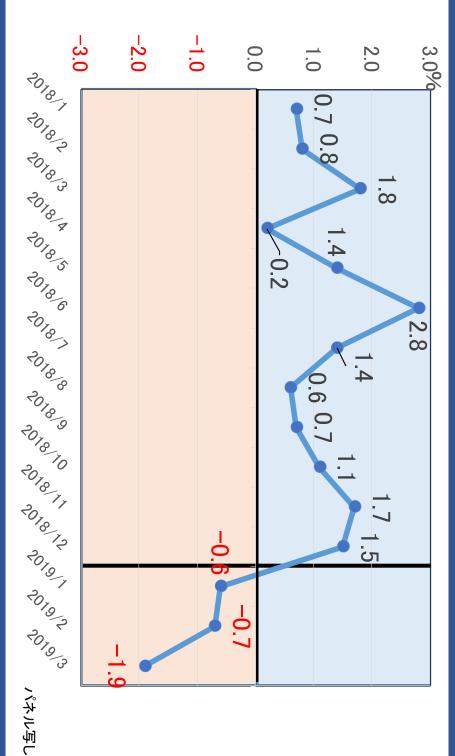
注5:季節調整値(季調値)は、前月比であり、平成31年1月分確報発表時において過去に遡って改訂した。

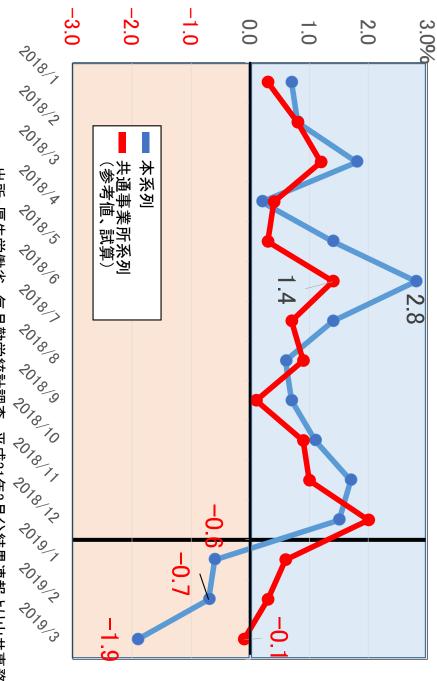
注6:パートタイム労働者比率は、前年差 (ポイント) の推移となっている。

※連報値は、確報で改訂される場合がある。

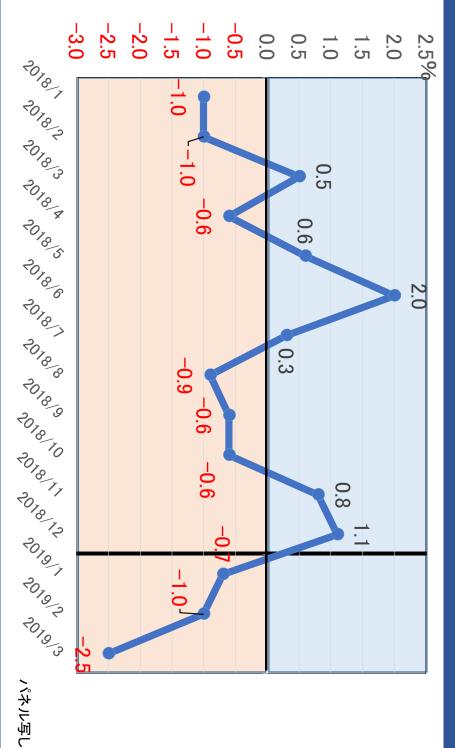
※傍線は山井事務所にて付記

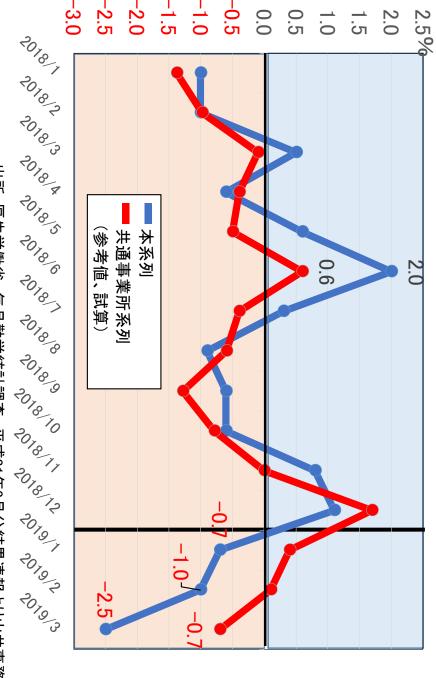
出所:厚生労働省 毎月勤労統計調査 平成31年3月分結果速報





出所:厚生労働省 毎月勤労統計調査 平成31年3月分結果速報より山井事務所作成





出所:厚生労働省 毎月勤労統計調査 平成31年3月分結果速報より山井事務所作成

+ 5

毎月勤労統計調査の共通事業所の実質賃金変化率の算出等に関する予備的調査要請

予備的調査の目的

たことについて」を公表し、 タの再集計、公表を行うとともに、再集計値に基づく追加給付を実施することとした。 ことについて」を公表し、これまでの毎月勤労統計が不正な調査に基づくものであること等を公表し、過去の確定したデ政府は、二〇一九年一月十一日に「毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行ってい

列として提供していくことについても検討する必要がある。」との指摘を踏まえた対応であることから、適当である。」「な 平成三十年一月分調査結果から、賃金・労働時間指数について、入替えの時期をまたいで継続的に調査対象となる事業所(第 おり、共通事業所系列の賃金変化率を景気指標として重視すべきことが明示されている。 賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく』ことが適切としているところ」とされ に開催された第百二十六回統計委員会で総務省統計委員会担当室が示した資料では、「統計委員会としては、『労働者全体の ともに「本系列」との関係等についての、十分な情報提供を行うことが求められている。さらに、二〇一八年九月二十八日 法の変更に合わせて、継続指数としての「参考系列」すなわち毎月勤労統計調査における「共通事業所系列」を公表すると した指数)との関係を示す基本統計量の開示等を含めて、十分な情報提供を行う必要がある。」とされており、統計調査の手 お、継続指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、本系列の指数(全ての調査対象事業所のデータを用いて作成 いては、未諮問審議結果の中で示された「ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指数を作成し、参考系 一種事業所及び第二種事業所)のデータを用いて継続指数を作成し、参考系列として公表することとしている。」「これにつ 象事業所の入替えの際にも、一部の調査対象事業所については引き続き調査が行われる状況となる。そこで、厚生労働省は、 「諮問第九十七号の答申 毎月勤労統計調査の変更について」では、「ローテーション・サンプリングの導入に伴い、調査対 この問題を精査する中で、毎月勤労統計調査では、二〇一八年一月から統計調査の手法が変更されており、その結果、デ タの連続性が損なわれていることが浮き彫りになった。この点について、総務省統計委員会の二○一七年一月二十七日付 T

に評価しなければならない段階で国民への情報提供、説明責任をないがしろにするものであり、 の議論に反する、もしくは無視するものであるとともに、二〇一九年に予定されている消費税増税に向けて景気動向を慎重 としている。このような姿勢は、「諮問第九十七号の答申(毎月勤労統計調査の変更について」に至る総務省統計委員会で 行うことなく、その実施について、「毎月勤労統計の『共通事業所』の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」で議論する 目賃金額と物価指数を用いて容易に算出できるが、厚生労働省はこれまで共通事業所系列の実賃賃金変化率の算出・公表を 賃金変化率は示されていない。実質質金変化率は、名目質金変化率から物価の変化の影響を除くために、一般的な手法で名 の算出などの予備的調査を行うこととする。 以上の観点に立って、毎月勤労統計調査二〇一八年一月分から十二月分の結果確報における共通事業所の実質賃金変化率 毎月勤労統計調査では、 共通事業所系列について、 賃金変化率である名目賃金変化率は示されているものの、実質 看過することはできない

二、予備的調査の具体的内容

毎月勤労統計の実質賃金変化率の意義及びこれまでの算出方法などの考え方の整理

金変化率の算出方法と名目賃金額と物価指数から算出する実質賃金変化率(以下「本調査で用いる算出方法」という。)との 実質賃金の概念や実質賃金変化率の算出方法、名目賃金と名目賃金指数の概念や違い、これまでの本系列における実質賃 共通事業所の実質賃金の対前年変化率の算出の可否、 統計委員会の要請への対応状況を整理

2. 共通事業所系列の実質賃金変化率の算出など

系列の過去の実質賃金変化率について、 本調査で用いる算出方法による共通事業所系列の実質賃金変化率(対前年同月比及び対前年同月比の平均値)の算出、 厚生労働省が公表している数値と本調査で用いる算出方法による数値との比較 本

3. 共通事業所系列の実質賃金の留意点の整理など

理及び統計委員会が求める景気指標としての賃金変化率との関係 共通事業所系列の実質賃金の特性、データの偏り、 実態の実質賃金との乖離状況など、データ利用上の留意点の整

は、その他

本要請書は、厚生労働委員会に送付されたい

を水増しした旧り

立憲民主党など野党5党派 び率が上振れした問題で、 計で昨年1月以降の賃金伸 を明らかにするため、 上提出した。 を大島理森衆院議長宛て 厚生労働省の毎月勤労衰 **署値は上振れの要因を** 備的調査を求める要請 「参考値」の実質賃金 公式値より実勢に

衆院 スになる可能性が高いと指 気指標として公式値より ついて議論を重ねている 側は出せば前年比でマイ 値は鄭出しておらず、 を除く実質賃金ベースの教 重視すべきだとの見解を **ボしている。ただ物価変動** 除いて算出され 2月以降、 算出の可言に 厚労省の有識者検討会 野党

統計不正予備的調查

「実質賃金算出を 衆院に野党5党派



(左から4人目 の代表者たち

する野党 =9日午後、国会

臣主党、共産党、

算出の見通しが立たな

いことから要請に踏み切っ の算出などを求めた。 要請書は立憲民主党や国

会見した立憲民主の西村智 ない」と政府の姿勢を批判 らかにする姿勢が全く見え 奈美氏は「国民に真実を明 の40人の連名で、実質賃金 「政権を守るため賃金統 井和則氏は

ことが日本でも起きて 調査に強制力はない 局が官公庁に資料提出など 象院に創設された何度。 を求め、報告書をまとめる て、命令を受けた衆院調査 員会署在の「下調べ」とし 権強化のため1997 予備的調査は、 と指摘した。 国政調查

【朝日新聞朝刊 2019/5/10】

会派は9日、

不正調査が

立憲民主党など野党5党

府には提出義務がある。た 政調査権に準ずる「予備的 化しており、公表が6月26 調査」に基づくもので、 した。 公表させるよう衆院に要請 統計の関連データを政府に 問題となっている毎月勤労 時間がかかるのが常態 衆院規則で定めた国

通事業所の実質賃金の変化 日の会期末に間に合わない 率を算出、 可能性もある。 統計不正問題で野党は共 公開するよう政

> かかるのが難点」と話す。 多く、立憲幹部は「時間が まで数カ月かかるケースが

れ以外の通常の資料要求の

いったん要請をすれば、そ

入。40人以上の議員の要情に国会改革の一環として導 予備的調査は1998年 40人以上の議員の要請

基づく「調査中」を理由に 際に、予備的調査の要請に

政府が提出を拒むケースも

府に要求。厚生労働省は有 政府の姿勢を浮き彫りにす 告を期待したい」と述べ 請書を提出後、記者団に る狙いもある。 も、情報公開に後ろ向きな を明らかにするという姿勢 西村智奈美氏は衆院への要 識者検討会での議論を理由 が全く見えない。 に公表していない。立意の (政府には)国民に真実 すぐに公表されなくて 早急に報

> について調査を要請し、実 民党が国家公務員の天下り 改ざんが問題となった昨 などで、委員会が衆院調査 活用を提唱していた。 能を強化する具体例として 院議長が国会の行政監視機 年、自民出身の大島理森衆 提出する。 を受け、報告書を委員会に に協力を要請し、資料提出 ことができる。 局や法制局に調査を命じる 民主党政権時代に野党自 財務省の公文書 衆院は政府

「予備的調査」基づき

が公表要請

※傍線は山井事務所にて付記

水松英一

にとどまる。報告書の提出 あげた事例もあるが、 態をあぶり出すなど成果を

47件